2026 年 11 月 11 日
関西電力送配電株式会社

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は，このたび，電気事業法第 20 条第２項ただし書の規定にもとづき申請を行なった最終保障供給特例承認申請書（2026 年 12 月の検針日から 2027 年３月の検針日の前日までの期間実施。）において，消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価を設定することといたしましたので，電気事業法施行規則第 36 条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお，別表（燃料費調整）１(2)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第３位で，別表（燃料費調整）２に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第４位で四捨五入しております。

(1) 別表（燃料費調整）１(2)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
１キロワット時につき		
2026 年 12 月の検針日から 2027 年１月の検針日の前日までの期間	0.50	0.05
2027 年１月の検針日から 2027 年３月の検針日の前日までの期間	2.30	0.21

(2) 別表（燃料費調整）２に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
１キロワット時につき		
2026 年 12 月の検針日から 2027 年１月の検針日の前日までの期間	0.300	0.027
2027 年１月の検針日から 2027 年２月の検針日の前日までの期間	0.299	0.027
2027 年２月の検針日から 2027 年３月の検針日の前日までの期間	0.278	0.025